

福島県史料情報

第58号 令和2年(2020)10月



大正2年(1913)10月1日付福島市中村合名会社移転記念絵葉書(関口守正氏寄贈資料17①)

中合の記念絵葉書について

令和二年(二〇二〇)八月三十一日、JR福島駅前の百貨店中合は、多くの人々に惜しまれながら、その長い歴史に幕を下ろした。

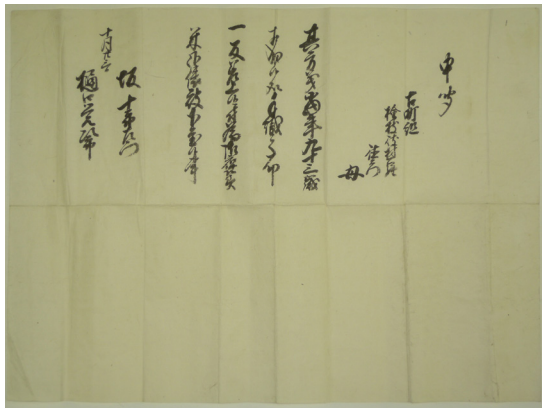
ところで、当館には福島市王盛館謹製の「福島市中村合名会社移転記念絵葉書」が二枚収蔵されている。上の図版は、大正二年(一九一三)十月一日に中村合名会社が福島市荒町から大町へ移転したのを記念して発行された絵葉書の内の一枚である。

近江商人の中村家は江戸時代後期まで行商を行ってきたが、中村合名会社の始まりは天保年間(一八三〇—一八四四)頃に荷を保管する倉庫を荒町に設けたことと言われ、明治七年(一八七四)に三代目中村治郎兵衛が中村呉服店の店舗を荒町に構え、明治二十六年には中村合名会社となり、昭和十年(一九三五)には株式会社中合となったのである。

彩色された絵葉書の図案は、絹の糸巻を持つ女性の養蚕神が、新しい店舗内の様子を紹介しているもので、中央左には日の丸の旗、中央右の旗には「中村合名会社」と記されている。右側の立て看板には「京都御染物取次所」、左側には「仙臺平」と書かれている。畳敷きの売り場の棚には多様な反物が所狭しと綺麗に並べられ、当時流行であった洋傘も見えている。写真の縁・カイコガ・繭玉・桑の葉・糸巻等には、エンボス加工が施されている。

もう一枚は、縦長の絵葉書で、左手に飛び杼(シヤトル)を持つ機織りをしている女性が、新しい店舗の店頭陳列の様子を見ている図案である。女性は繭玉紋と波紋を組み合わせた洋服を着て、帽子を被っており、織っている布には、スイセンの花の紋様があしらわれ、全体的にモダンな雰囲気を出している。店頭風景写真の縁・女性・カイコガ等には、エンボス加工がなされている。(渡邊 智裕)

檜枝岐村の媼が会津藩へ 献上した手織りの布



(年未詳) 10月23日付申聞 (檜枝岐村文書 41)

文化六年(一八〇九)になった『新編会津風土記』によれば、会津郡古町組檜枝岐村(南会津郡檜枝岐村)は、檜枝岐川の谷間にあったため年間を通して日照時間が少なく、気候も厳しいことから大麦すら育たず、蕎麦が育つ程度であったという。

江戸時代後期のある年、檜枝岐村百姓徳右衛門の母は思いがけない知らせを聞いた。それは、十月二十三日付けで会津藩の役人坂十郎左衛門と樋口寛次郎の連名により、名主兼沼田街道檜枝岐口留番所の番人でもあった星縫殿之助の許に折紙の文書をもって伝えられたのであった。こ

の文書には年号の記載はないが、差出人から享和二年(一八〇二)頃のものと考えられ、これは第四回会津藩預かり支配の時期に当たる。

文書の内容を意識すれば、次のような感じになるであろう。

古町組檜枝岐村百姓徳右衛門母、その方、今年で九十三歳になるというにもかかわらず、手織りの布一反を会津藩へ献上した善行により、御褒美として米二俵を下し置く。

文書の様式から、沼田街道に面した星縫殿之助の家の前にある高札場に村人たちを一同に集め、縫殿之助が会津藩からの文書を恭しく読み上げたものと推測される。身分制社会であった当時においては、百姓徳右衛門の母とその家族にとって生涯忘れない名誉な出来事であったことであろう。この文書が出された背景には、会津藩が重きを置いた敬老思想や撫民政策がある。

文化七年頃の檜枝岐村絵図(檜枝岐村文書二三五)によると、徳右衛門の家は、縫殿之助の家の南側にあり檜枝岐川に架かる橋を渡って左手に位置していたことが判明する。

媼が献上した手織りの布は、江戸時代の会津郡伊南郷古町組の風俗帳によると、苧麻・晒布・麻の何れかであったとみられる。苧織りは、女性の仕事で、檜枝岐村では生布のまま出荷したという。(渡邊 智裕)

近世の若者らの 行動力と自律性

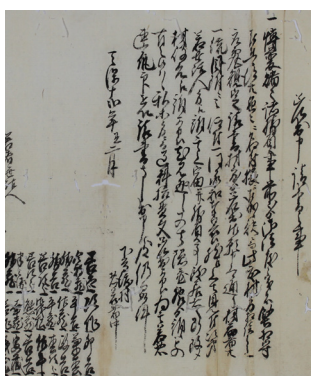
史料にみる近世の若者らは、許可なく火花や芝居を催したり、集会して村政に口を挟んだり、博奕を行ったり、暴動に及んだりと社会の枠組みに納まりきらない言動をとった。一例に「差出申済口證文之事」(下鳥渡区有文書(その一)二九三)によれば、天保六年(一八三五)四月一日夜、信夫郡下鳥渡村(現福島市)の若者らが村長之助宅に乗り込み、石や木で建具・道具を破壊した。長之助一家はただ見ているしかなかったが、若者の中に顔見知り

が居たため長之助は村役人へ訴えた。若者らは聴取の中で長之助の虚言だと主張し、領主に裁定を仰ぐこととなったが、扱人の仲裁で内済となつた。破損した物は扱人が修繕して長之助へ謝罪し、若者らも仲間内で吟味し慎ませることで落着いた。

原因は不明だが、本件は若者らの意向に反する対象への暴力的主張であり、彼らの言動は村を統括する村役人も制御できず、若者らが自律性を有したことを示している。若者らの行動力と自律性は村の脅威となる場合もあったが、下鳥渡村では若者らと協調関係構築を模索していく。天保十二年二月、下鳥渡村惣百姓

は、博奕取り締まりのため「村内取究規定請書之事」(同文書二七一)を定め、村内を見廻る目附役を若者らに命じた。これを受け若者世話人はじめ若者ら四十八名は、村へ「差出申請書之事」(同文書二七二)を提出し、目附の務めを果たす旨を誓約している。目附の責務は、博奕に携わる者を見付け次第に若者世話人へ届け出て、賭場となった場所と賭け事をした者を取り調べ、村役人へ報告するとある。もし博奕に携わった者を見逃がしたり匿ったりしたことが露見した場合、若者ら一同で村へ過料十貫文差し出すとある。

若者らは目附を務め続け、弘化四年(一八四七)十一月二十六日夜、政善寺で坊守の菊世らの壺振りを目撃し村へ報告したことが「差出申一札之事」(同文書二九四)に記されている。下鳥渡村では若者らを村政の一端に組み入れて彼らの行動力を上手に機能させ、若者らも自律的立場で積極的に村政へ関与する関係が構築されたのである。(小野 孝太郎)



差出申請書之事 (部分、
下鳥渡区有文書 (その1)
272)

疫神を送り出す神事

「神送り」の事例

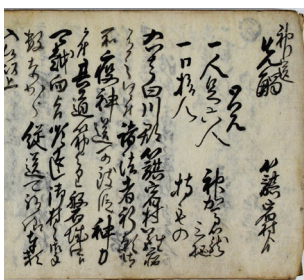
石川郡中野目村(現矢吹町)庄屋文書「円谷善人家文書」に、近世末から近代初期の庶民間での神事が記録されている。例えば、普請成就祈願やサナブリといった節目の神事、嵐除け・天気祈願や雨乞などの天候に関する神事であり、神への祈りを通して共同体で安穩を得てきた。

疫病に対しても同様である。「村元御用控」(円谷善人家文書三八〇)によれば、元治元年(一八六四)十二月十四日夜に組頭が円谷家を訪れ、村民の疫病罹患が噂されているため、神送りを執り行い、疫病除けの鎮守牛頭天王に御神酒を上げ、一同鎮守で祈りたいと願い出た。十五日に神事で村中が鎮守に集まり、翌日神送り執行となった。十六日朝には同郡松崎村(現中島村)大仙院を呼び色々行い、夜に同郡神田村(現矢吹町)境まで神送りし、大仙院に對し、村は初穂金二朱を、岩蔵は祈禱代金一分をそれぞれ納めた。

神送りは、疫病をもたらす疫神など災いの神の依代を共同体外へ送り出し、共同体内の災禍を除く神事である。今も所々の行事に見られるが、近世では疫病流行時に修験者が執り行う例が散見される。

また、「御用書留帳」(同家文書七二八)には変わった神送りの事例が見られる。明治二年(一八六九)三月四日昼、白河郡旗宿村(現白河市)名主の甲賀隼人之丞らと立会人の同郡番沢村(現白河市)修験者の正福院及び旗宿村神主の渡部加賀が、宿駅・村々役人へ人足手配を促す「先触」を送り、封紙に「神送先觸」と記した。旗宿村で難病が発生し、修験者の祈願で疫神送りの神託があり、磐城口へ疫神を送り出すため、道筋集落に神駕籠三挺の担ぎ手六人と人足十人による継ぎ送りを依頼したのである。磐城口は同年成立の磐城国境を指すとみられ、中野目村は同国外まで数里に位置する。

戊辰戦災・不作による疲弊と、村落を越えた広範囲での疫病への不安感が根底にあったとみられるが、国単位の神送りは例が無い。さらに、神仏混淆禁止で神職以外の神事が禁止された時期の修験者が携わる神事であり、近代移行期の特異が重なった神送りである。(小野孝太郎)



【神送先觸】覚(「御用書留帳」(部分、円谷善人家文書718)所収)

東蒲原郡の新潟県移管と旧会津藩士族授産事業

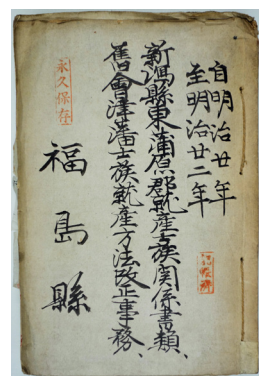
明治十九年(一八八六)五月十日、それまで福島県の一部であった東蒲原郡が新潟県へと移管された。

同郡は江戸時代を通じて会津藩の支配下に置かれていたこともあり、明治維新後も若松県の管轄とされ、同九年の三県合併を経て福島県に引き継がれた。

その後、明治十八年に、福島県の県庁所在地が広大な県域に対して偏っているとして県庁移転問題が持ち上がり、国はその解決策として、県庁のある福島町への往来がとくに不便な東蒲原郡を福島県の管轄から外し、新潟県へと編入することとした。

この決定を受けて、福島県では総務課が中心となつて東蒲原郡関係の事業の進捗状況や問題点などを取りまとめ、五月二十五日に移管に伴う事務の引き継ぎを行なった。

これによって、東蒲原郡は名実と



会津藩士族就産方改正期の大正福島県庁文書2802)

もに新潟県の管轄となった訳であるが、実はすべての事業が引き継がれたわけではなかった。そのことを示すのが、『会津藩士族就産方改正事務』(明治・大正期の福島県庁文書二八〇二)という簿冊である。

この簿冊は、福島県が明治二十年から二十二年にかけて東蒲原郡下の旧会津藩士族に対して行なった授産事業の記録で、その冒頭には、福島県令の赤司欽一と新潟県令の篠崎五郎が連名で農商務卿の西郷従道に宛てた「新潟県東蒲原郡居住旧会津藩士族就産従前之通福島県ニ於テ取扱度儀二付伺」が綴じ込まれている。

それによると、東蒲原郡の移管に伴って、同郡内に居住する旧会津藩士族への授産事業は新潟県が引き継ぐべきであるが、そのように事業を「分割」すると「事務紛雜ヲ極メ就産上ニ支障ヲ生ス」だけでなく、新潟県では福島県同様の「取扱」が難しく、「士族彼此苦情ヲ起ス之弊」が出かねないという。

そうした事態を防ぐためにも、両県は福島県が「従前之通」に担当することが望ましいとし、事業を所管する農商務省も「上申之趣聞届候事」と了承をした。

こうして、東蒲原郡居住の旧会津藩士族への授産事業は、同郡の新潟県移管後も福島県の事業として継続されたのであった。(山田英明)

都々逸「国勢調査」

今年(令和二年)は、大正九年(一九二〇)に日本で国勢調査が開始されてから百年の節目にあたる。

第一回の国勢調査については、本紙第二十九号に官報を史料として概要紹介がなされているが(今野徹「第一回国勢調査」参照)、本稿では福島県が調査の際に作成した公文書を用いて、当時の様子をより具体的に紹介してみたい。

当時、国勢調査に対しては、そもそも調査の必要があるのかという無理解や税金を取るための準備ではないか等の誤解が数多く存在し、県では調査の重要性を周知するため、さまざまな取り組みを行なった。

代表的なのは、県や郡の吏員による講演会で、県内各地で開催されている。ただ、役人による講演会というのは概して退屈なもので、人々の関心や理解をどれほど深めることができたのかは疑わしい。

これに対して、より人々の心情に訴えかけ、国勢調査の普及に貢献したと思われるのが、各地で作られた都々逸である。

都々逸とは、江戸後期に都々逸坊扇歌(一八〇四—一八五二)によって大成された、七・七・七・五調の俗謡で、この都々逸に国勢調査を詠み

込んだものが宣伝に利用された。一例として、相馬郡の「調査趣旨宣伝都々逸」を見てみよう。

〇帰る御客を引留め耳に

国勢調査の都々逸を、
〇尼港で戦死の吾か子を問はれ
涙で書いた申告書

〇家族残らず申告終へて
死んだ吾か子を思ひ出す

〇十月一日午前の零時
国勢調査の時が来た

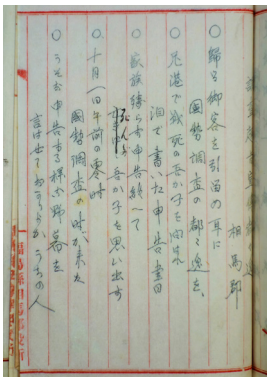
〇うそな申告する様な野暮を
言はせておかりよか

うちの人の

このように、国勢調査に男女間の機微や親子の情を絡めたものなど、さまざまな都々逸が県内でも作られている。

なかには、二節目のように、同年三月から五月にかけてロシアのニコラエフスク(尼港)で発生した居留民殺害(尼港事件)に端を発するパルチザンと日本軍守備隊との戦闘と関連づけた作品も存在し、時代性と批評性を兼ね備えた歴史資料としても注目されよう。

(山田 英明)



逸都々福所収
宣伝期大正
趣旨調査
調査趣旨宣伝都々逸
(明治・大正期)
県庁文書 1673 所収

令和二年度行事予定

(令和二年十月〜令和三年三月)

一、展示公開(収蔵資料展)

開館五〇周年記念事業「福島県歴史資料館収蔵名品展Ⅱ」

開館五〇周年を記念し、収蔵されている史料の中から屏風・古文書・公文書等の優品を展示します。

【会期】九月十九日(土)〜十一月二十三日(月・祝)まで

収蔵資料展「新公開史料展」

『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十一集収録の「下鳥渡区有文書(その一)」と「今村文直家文書」「丹治昭夫家文書」を展示します。

【会期】十二月五日(土)〜十二月十三日(日)、令和三年二月十五日(月)〜三月二十八日(日)まで

二、開館五〇周年記念事業「フィルムアーカイブズ」

「江戸時代の農書に見るからむし栽培―『会津農書』を中心に―」の報告のあとで、昭和村でからむし織りに携わる人々の記録フィルム「からむしのこえ」を上映します。

【日時】十一月二十二日(日) 午後一時〜三時十分

【会場】とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)小ホール

【申込・定員】往復葉書・FAX・メール

ルの何れかの方法で申込(十一月七日消印有効)、定員一〇〇名、無料。定員を超えた場合は抽選。

三、歴史資料館移動展

「描かれた江戸時代の伊達郡」

平成二十八年度開催の同展示の一部を福島県立図書館で展示し、絵図に描かれた集落・河川・寺社・史跡などに注目して当時の景観に迫ります。関連講座「江戸時代の絵図でつなぐ今と昔」も開催(十一月二十八日(土) 午後二時〜三時半、福島県立図書館・講堂にて)。

【会期】十一月六日(金)〜十二月二日(水)まで

【会場】福島県立図書館展示コーナー

【資料閲覧について】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前日の午後三時までに電話での予約が必要です。詳細や最新の情報はHPでご確認願います。

福島県史料情報

第58号 令和2年10月25日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <https://www.history.fcp.or.jp>

E-mail history@fcp.or.jp